

事務連絡

平成30年3月29日

居宅介護支援事業者 各位

今治市 健康福祉部

高齢介護課長

介護給付費算定に係る体制等の届出に係る留意事項について

標題の件について、お問い合わせがあった内容を中心に整理いたしましたので、今後の取り扱いについて、下記のとおりお願いします。

記

介護給付費算定に係る体制等の届出に関する事項については、今治市高齢介護課ホームページの「介護保険>介護サービス事業者のみなさまへ>各種届出等について>居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所>介護給付費算定に係る体制等に関する届出について」に掲載しておりますのでご覧ください。

また平成30年4月異動に係る届出の期限は、平成30年4月16日(月)となっております。新規に加算を算定する場合は、添付書類を確認の上、上記期限までにご提出ください。期間が短いためご迷惑をおかけしますがよろしくをお願いします。

平成30年度介護報酬改定に関する国の通知については[厚生労働省ホームページ](#)をご覧ください。

※ 各加算ごとの留意事項

○ 特定事業所加算について

・特定事業所加算Ⅰ～Ⅲについて、他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等の実施が要件に追加されました。既に体制の届出を行っている場合は、届出は不要ですが、解釈通知において毎年度少なくとも次年度が始まるまでに事例検討会等に係る次年度の計画を定めることとされています。平成30年度については、事例検討会

等の概略や開催時期等を記載した簡略的な計画を4月末日までに定め、共同で実施する他事業所等まで記載した最終的な計画を9月末日までに定めてください。9月末日までに当該計画を策定していない場合は、10月以降は本加算を算定できません。

高齢介護課 介護保険担当

TEL0898-36-1526